平成28年度

決算

平成28年度における町の一般会計と特別会計の決算が、昨年12月に行われた平成29年第４回定例議会で認定されました。みなさんに納めていただいた税金や、国や道などから町に入ったお金が１年間どのように使われているかをお知らせします。

問い合わせ　総務課 財政グループ（☎ 27-2481）

※各項目の合計と総額の相違に関しては、１万円未満の端数処理によるものです。

一般会計の決算

一般会計は、町の財政の基本を示す家計簿といえるもので、税金などの収入を示す「歳入」と、その使い道を示す「歳出」の２つから成り立っています。

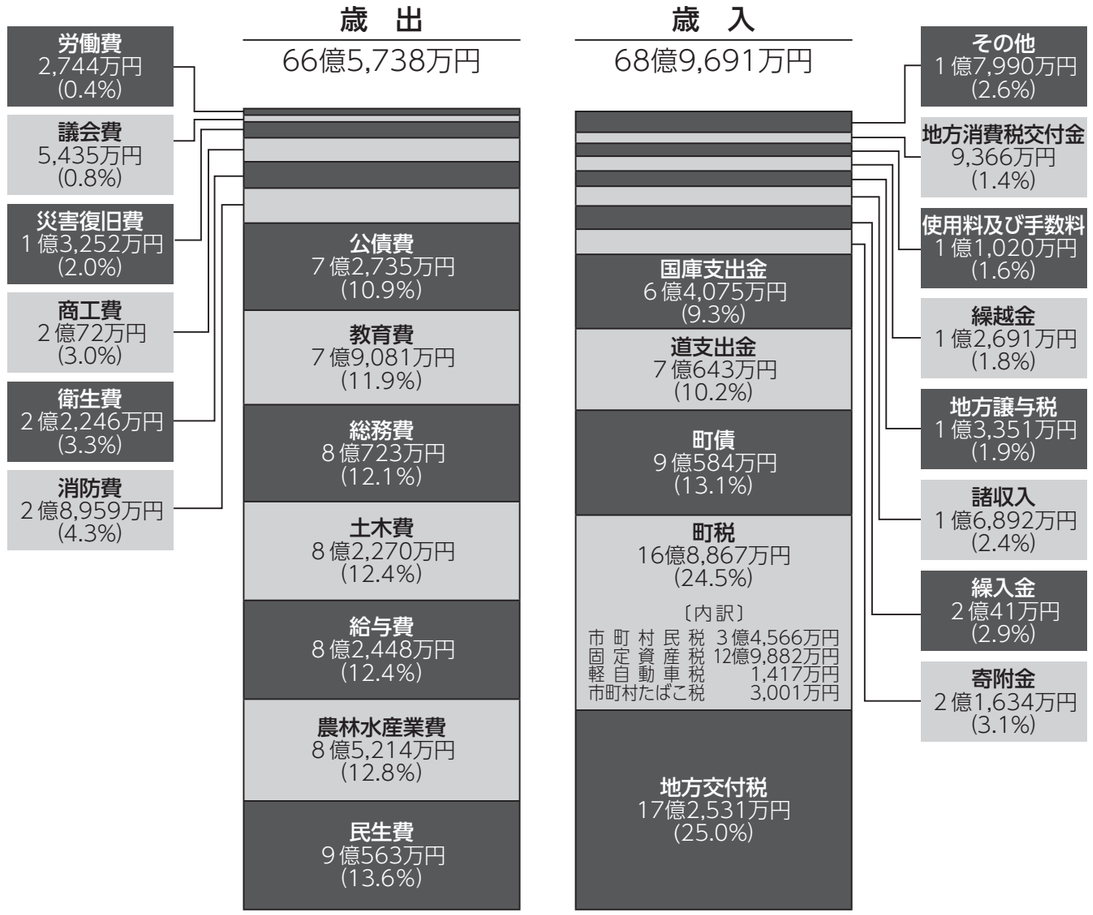

特別会計の決算

特別会計は、特定の事業を行う場合、その特定の収入（保険料や使用料など）をもってその支出に充てるために、一般会計と別の会計になっています。
本町には６つの特別会計があり、どの会計も歳入が歳出を上回っています。

会計名	歳　入	歳　出	差し引き
国民健康保険	６億9,680万円	６億7,943万円	1,738万円
後期高齢者医療	8,074万円	7,075万円	997万円
介護保険	４億8,258万円	４億6,236万円	2,022万円
介護サービス	3,046万円	3,046万円	0
簡易水道	23億3,749万円	23億1,426万円	2,324万円
公共下水道	２億1,722万円	２億699万円	1,024万円
計	38億4,532万円	37億6,425万円	8,107万円

健全化判断比率と資金不足比率の公表

自治体の財政破たんを未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して早期に健全化を促すことを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）により、地方公共団体は毎年度、財政に関する指標である「健全化判断比率」と「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受けた上で、議会に報告するとともに、地域住民に公表することが義務付けられています。
平成28年度の決算に基づいて算定された厚真町の健全化判断比率・資金不足比率は表のとおりで、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回っています。

資金不足比率

この比率は、公営事業で資金不足割合から経営状況の深刻度をみます。
本町では、２つの特別会計が公営事業にあたりますが、２つの会計とも資金不足が生じていないため「－」で表示しています。

	資金不足比率	経営健全化比率
簡易水道事業特別会計	－	20%
公共下水道事業特別会計	－	

健全化判断比率

本町の健全化判断比率は次のとおりで、健全化判断基準を超える比率はありません。
「－」は、実質赤字額・連結赤字額がない（黒字である）ことを示しています。

指　標	厚真町	早期健全化比率	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	－	15.0%	20.0
(2) 連結実質赤字比率	－	20.0%	30.0
(3) 実質公債費比率	11.8%	25.0%	35.0
(4) 将来負担比率	－	350.0%	

【用語の説明】
(1) 普通会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率
(2) 全ての会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率
(3) 借金の返済額等の大きさから資金繰りの危険度をみる比率
(4) 町が抱える負債の残高から将来財政への圧迫度をみる比率

平成28年度　主な事業

お試しサテライトオフィス事業
1,165万円
（地方創生加速化交付金活用）

小規模多機能型居宅介護事業所整備事業
5,058万円
（介護サービス提供基盤等整備事業交付金活用）

起業家育成・支援事業
1,080万円
（地方創生加速化交付金活用）

子育て支援住宅建設事業
１億3,502万円
（地域優良賃貸住宅整備事業補助金活用）